

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 平成26年8月20日（水）15時00分から17時00分まで
- 3 開催場所 水戸市議会臨時庁舎 第2委員会室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員 岩間けい子，岡田貴一，岩間秀男，皆川憲弘，原毅，大澤賢祐，奥田猛，袴塚孝雄，中庭次男，澤則子，根本祐治
  - (2) 執行機関 秋葉欣二，田中誠一，久野智之，清水圭子，橋本真道，小野田定礼，弓野光昭，横田真澄，熊田泰端，村沢晶弘，寺山善一
- 5 議題及び公開・非公開の別  
水戸市国民健康保険の事業状況について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称  
平成26年第2回国民健康保険運営協議会
- 9 発言の内容  
別紙のとおり

## 平成26年第2回国民健康保険運営協議会

会長 規則によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。また、本日の出席委員は11名で過半数に達していますので会議は成立となります。会議録の署名人についてですが、議長指名でよろしいでしょうか。

### — 異議なし —

会長 異議なしとの声がありましたので御指名を申し上げます。\_\_\_\_委員と\_\_\_\_委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。では早速議題に入らせていただきます。報告事項の報告第1号、「水戸市国民健康保険の事業状況について」事務局から説明願います。

### — 執行機関説明 —

水戸市の国民健康保険の加入状況・保険給付費・収納率・平成25年度国保会計の決算見込み・平成26年度予算・国保会計の収支改善取組状況等について説明。

国保の世帯数・被保険者数は年々逡減傾向にある一方で、保険給付費については、年々増加していたが、平成25年度も増加しているものの、前年度比で約1%に満たない数値であった。平成25年度決算見込について、税率改正を行ったことによる増収や、想定外の歳入があったため、単年度収支は約14億2,843万円の黒字となった。前年度に引き続き、一般会計繰入金が大幅に増加したこともあり、累積赤字が24年度末時点に比べて激減した。

25年度の収納額については、昨年度に引き続き、現年度分・滞納繰越分ともに上昇した。

収支改善に向けて、ジェネリック差額通知や特定健診の各種メディアを活用した受診勧奨等で医療費の適正化を図るとともに、滞納整理の強化等による収納率の向上に努めている。

### — 執行機関説明 —

平成25年度決算見込における、税率改正による効果、検証を行い、3か年の見直しによる改正の1年目としては良好な動向を示しており、税率改正を行わなかった場合と、25年度決算見込を比較すると5億円以上の赤字であるとの結果が出た。そして、今後も様々な要因、変動について引き続き注視していく必要があるとした。

会長 はい、ありがとうございました。ただ今、水戸市の国保の世帯数、収納率、特定健診等様々な御説明をいただきました。その中で、皆様の中で御意見等があればお願いいたします。なお、先ほど申し上げた、持続可能な、いわゆるプログラム法については、今定まっておりますので、定まり次第、事務局から皆様へ報告があるということで、今日は頂いた資料を見ていただくことになるかと思っておりますので、あらかじめよろしくをお願いいたします。それでは御意見のある方はお願いします。――委員どうぞ。

――委員 資料の8ページの国保税の税率等の改正の推移ってあるでしょ。これについて平成16年度から平成25年度までの改正率が出ているんですが、全部で6回の値上げをしてきた。平成23年度はプラスマイナス0ですから、実質5回の値上げを10年間でしてきたわけだが、その税率は出ているが、各年度ごとの値上げ額はどれくらいだったのか、また、合計はいくらなのかお答えいただきたいと思えます。

会長 改正率でなく、金額ですね。どうですか、資料はありますか。

執行機関 それでは、平成16年度からの税率改正時の調定額の増額分ということで説明したいと思えます。平成16年度の改正につきましては、改正前、改正後の調定額を比較しますと6億5,400万円の増となります。平成17年度は、同様に比較しますと1億2千万円、平成20年度は3億8千万円、平成21年度は3億2千万円、平成23年度は調定額は変わらず、そして平成25年度は6億500万円の調定増となりまして、それぞれ5回の改正の総額としましては、20億8,100万円となっております。

――委員 そうしますとですね、10年間で5回の値上げを行って、20億8,100万円の値上げを行ったわけですが、そうすると、この10年間で1世帯平均で5万円近くの値上げになっているということになりますよね。執行機関、大体43,000世帯だから5万円ぐらいかな。

執行機関 そうしますと、資料6ページを御覧いただきたいと思えます。資料の都合上、21年度からのデータしか御用意しておりませんが、1世帯当たりの調定額が、平成21年度の172,696円から平成25年度の174,610円、1人当たりの調定額で申しますと、平成21年度の95,316円から平成25年度の100,215円と改正をしている状況でございます。

――委員 25年度は9.2%値上げをおこなったわけだが、資料の6ページを見ますと、現年度調定額が前年度に比べて7億6,587万円増額していますね。実際、徴収

された金額は7億3,000万円と言っていたんですけども、先ほどの説明で、税率改正時の見込では6億500万円程度としていたわけですが、しかし実際は余計に1億3千万円も値上げとなっているが、どういうことでこうなったんでしょうかね。

執行機関 今のお話ですと、9.2%以上増収した理由は、いろいろあると思いますが、一番分かりやすいものとしましては、資料7ページ(8)国保税の賦課状況でございます。平成25年度は課税所得自体が、近年で初めて前年度を上回り、プラスに転じました。課税所得とは、所得割が課税される被保険者の所得の合計であり、医療分と後期分は同じ値であり、平成24年度で470億5,900万円だったものが平成25年度では491億2,700万円、介護分についても同様に、平成24年度に224億900万円から平成25年度では232億1,300万円と増えており、国保加入者の総所得が増えたのも調定額が増えた理由の一つではないかと思われれます。

\_\_\_委員 結局、市民の所得が増えたので、6億500万円と見込んでいたものが、1億3千万円増えて7億3,600万円になったということですね。

会 長 課税対象額が増えたと。

執行機関 はい。

\_\_\_委員 それから、25年度に行われた9.2%増で具体的に世帯にどれだけ影響が出ているのか。例えば、家族4人月給25万円くらいの世帯で前年度に比べていくらかの値上げになったのか。また、夫婦2人暮らし月給25万円くらいの世帯で、非正規で社会保険じゃなくて国保の方で、前年度に比べていくらかの値上げになったのか。また、2人暮らしで月19万円くらい年金収入の世帯で前年度に比べていくらかの値上げになったのか。参考までに教えていただきたい。

会 長 これはちょっと時間をもらわないと出ないね。計算しないと。大丈夫ですか。

執行機関 いえ、大丈夫です。4人暮らしで月給25万円の場合ですと、改正前だと43万7,700円となります。改正後だと48万7,800円となりまして、約5万円の影響となります。夫婦2人暮らしで月給25万円の場合ですと、改正前だと28万300円となります。改正後だと31万1,700円となりまして、約3万1千円程度の影響となります。また、年金暮らしの夫婦の世帯で夫が月額19万円の

年金の場合ですと、改正前だと13万3,600円となります。改正後だと14万7,200円となりまして、1万3千円ほどとなっております。

\_\_\_\_委員 4人家族で5万円、2人暮らしで3万円、年金収入でも1万3千円も値上げになったんですね。社保に比べたら負担が重い。4人暮らしの世帯で考えたら給与の2か月分が保険税になってしまうということですね。実は、税率改正当時の運営協議会の資料の中で、なぜ値上げするのかということで、3年間の収支見通しで36億6,600万円の赤字を解消していくため、1年間当たりですと12億2,200万円の値上げをしなければいけないということが協議会で提案されて値上げになったんですけど、しかし実際は、先ほどの話では資料21ページに書いてある通り、税率改正をしなかった場合5億5,512万円の単年度赤字になると言っていましたよね。そうすると、実際は赤字額を多く見積もって9.2%の値上げを行ったのではないかという疑いがあるんですけど、これはどうなんですか。

執行機関 今回の税率改正の考え方については、平成25年度から27年度までの3か年についての収支の均衡を図るといようなことを想定して9.2%の改正をしたところでございます。そのときの運営協議会の中で、あるいは議会の中でも議論があったように、被保険者に対して大きな負担を強いることにもなります。考え方としましては、収支の不足分の半分を税率改正、半分を一般会計からの繰入金で補てんすることで整理をして収支均衡を図る。その他国保の保健事業にかかる負担相当分についても繰入していただく整理したわけでございます。単年度で国保会計が約14億円の黒字となったわけですが、先ほど御説明しました20ページの②で今回の黒字になった要因の主なものを掲載しました。税率改正を行って税収がプラスになったという部分で6億3,900万円の増と考えておりまして、加えて平成25年度予算では、収納率向上対策を講じて85.11%と予測して予算を組んだところですが、結果を見ますと85.73%ということで、その部分でも約4,700万円の国保会計に対しての黒字要因が生じています。それ以外に大きな要因としまして、その他の収入増という項目がありますが、特別調整交付金の中で、東日本大震災による財政負担増がある自治体を救済するメニューが新たに加えられたわけですが、それによって5億5,100万円。また、前期高齢者交付金が見込みより1億7,800万円のプラスとなっております。また、一般会計繰入金として4億400万円の増額があったということで、これらが一時的に、予期せずに入ってきたものとなります。ここでの一般会計繰入金の4億400万円は、国補助金の返還が平成25年度中に生じたところでございます。基本的には、独立採算である国保会計を考えますと、本来であれば国保会計内で賄うべきところですが、税率改正初年度ということもあり、また、返還内容が平成24年度の精算という部分もあり、4億400万円を繰り入れたわけで

す。こういった様々なプラスの要因があって初めて、国保会計が単年度でプラスになったということでございます。こういった突発的な要因を除きますと、資料の最後に書いてありますとおり、マイナスになってしまいます。そういったことを考えると、今回の税率改正の考え方自体は、方向性としては良かったと、あるいは、今回の税率改正の検証という点では良好な数値を示しているのではないかと事務局としては考えております。

\_\_\_\_委員 いろいろ今説明を受けましたけれども、要するに、9.2%値上げしたときには、単年度12億円の赤字になるから、だから9.2%の値上げなんだと繰り返し説明を受けたんですよね。だけど、実際にですね、決算してみると税率改正しなくても5億5,512万3千円の赤字で済んだということだから、私が言いたいのは、7億円も赤字を過大に見積もって9.2%の値上げをしたのではないかという疑いを持っているんです。その辺で、なぜ過大見積りをしたのかということと、今の答弁がよく分からなかったんだけど、あともう一つね、資料4ページを見てもですね、4ページの下段を見ても、平成25年度で赤字解消分を入れたとしてもですね、単年度では5億6,514万円の黒字になっているんですよね。私が言いたいのは、過大な見積もりをして値上げをしちゃったんじゃないかと、それについてはどうなんだと。それはどうなんでしょう。

会 長 今、\_\_\_\_委員から過大な値上げではなかったかという指摘がありますが、この部分については、その時の医療の状態とか含めて、要するに国保というのは非常に人の健康に関わるものですから、支出をする部分では不安定な要素が一つある。もう一つはやはり運営協議会の中で、安定的な財源を求めためには値上げもやむを得ないと多くの委員さんが、もちろん反対された委員さんもおいでになりますが、多くの委員さん方にお認めいただいて、そして10%以上の値上げが必要だということを行政に対して答申を出させていただいた。その中で、影響額が多いのではないかという判断から、議会もしくは事務局の方で考えさせていただいて、答申より税率の上げ幅を下げさせていただいた。その結果、単年度赤字が6億円弱近くで済んだというわけですね。結果的には、12億円近いお金を投入していますから、5億6千万円ぐらいの黒字額に今年度になったよと。こういうことだと思うんです。今、\_\_\_\_委員から御心配いただいている、値上げ幅が多かったのではないかという部分については、26年度、27年度までで値上げをした影響額が出てくるわけですから、その中でしっかり反省をしながら、さらに28年度以降の国保運営の財源の在り方について、そういったときに今のような貴重な御意見を頂きながら、更に安定的な財源を求めていく。こういうやり方をしていかないと。私たちが行政に対して値上げしてくださいよと答申を出して、値上げをしていただいた案件ですから、ここで多かったのではないか、少なかったのではないかという意見については、それぞれ

皆さん方の考え方の中で、異論がある若しくはそれ良かったんだというお考えもあろうかと思えます。トータル的にはね、3年間での値上げです。だから、今年度もう1回この状況を見ながら、次の運協で財源の在り方についての検討課題とするという形でまとめる以外はないと思うのですが、それで御納得できませんか。

\_\_\_\_委員 単年度で見れば14億2,843万円も黒字になっちゃった。9.2%値上げをしたことによって。

会 長 だからそれについては、まず所得が上がって、更に税率も上がった分の所得の差額分がそのままプラスになりましたよと。それから25年度については、医療費の伸びが比較的想定より少なかったのかなという部分もあったりすると思うんです。ですから、単年度で見れば今のような疑問が生ずることもあるかも分からない。しかし、そうではなくて、やっぱりこれは3年間の財源ですから、もう少し長い目で見えていくことが私は必要なんだと思います。\_\_\_\_委員の御意見はよく分かりましたので、他の方は御意見いかがでしょうか。

\_\_\_\_委員 資料19ページ国保税収納率向上についての①の項番3、財産調査の結果という項目がありますけれども、実際、財産調査はどれくらいの規模で行っているのか。実施数は全世帯に対するパーセンテージはどれくらいか。それと、平成24年度に比べて財産調査の件数はどれくらい増えたか。

会 長 24年度の実績に対して25年度の財産調査の数が増えたのか減ったのかということですが。

\_\_\_\_委員 増えたならどのくらい増えたのか。またそれによってどのくらい影響額があったのか。

会 長 それでは執行機関いかがですか。

執行機関 具体的な財産調査の集計は持ち合わせていないのですが、財産調査の結果として、財産があった方については差押える。あるいは、財産がなかった場合は執行停止を行うという形での結果の数字は持ち合わせておりますので、そちらの数字で答えさせていただきたいと思えます。

会 長 じゃあ、あるもので説明してください。

執行機関 まず、差押えですが、いわゆる債権の差押え件数といたしましては、平成25年度は1,142件。例えば、平成24年度の債権差押えの数字、これは国保税に限った件数ですけれども、743件。ということですので、倍までにはいきませんが、相当程度の伸びを示しております。それから執行停止ですが、全体的な数字になってしまうのですが、現在の執行停止の状況という数字ということでお話をさせていただきたいと思います。平成25年度分の数字としましては、期数で言いますと、平成25年度分は2,645期分を執行停止にかけております。その他に当然、平成25年度の段階で平成24年度以前の部分についても期別としてかけておりますが、いわゆるこれまでのトータル分としては平成24年度分は7,942期。それから23年度分については6,179期、それから22年度分については5,739期、21年度分以前につきましては9,421期ということで、合計で今現在、31,925期分の執行停止をかけている状況でございます。ですから、近年こういった形で、差押えあるいは執行停止という形は財産調査に基づいた形での対応をしておりますので、こういった数字が出ているものでございます。

会 長 はい、\_\_\_委員よろしいでしょうか。

\_\_\_委員 同様に資料19ページ③長期・高額滞納者に対する整理方針の明確化及び滞納整理の強化とありますが、高額というのは具体的にいくらからですか。

執行機関 今現在、いわゆる執行額案件として進行管理しているものは本税分として250万円以上を対象としております。本税分というのは国保税だけではなく、市民税あるいは固定資産税を含めた額として取り扱っております。

会 長 大丈夫ですか。

\_\_\_委員 はい。

\_\_\_委員 それに関連して、差押えなんですけれども、平成25年度で年金や給与や生命保険の差押えは1,550件ということなんですけどね、これは3年間で15倍に年金の差押えの件数が増えたということなんですけどね、1,550件の中で年金や給与や生命保険の差押え件数はどれくらいなんだろうかね。

執行機関 まず、1,550件という数字ですが、これは市税の25年度の速報値でございます。ですから国保税に限った話ですと、先ほど申し上げたように債権数は1,142件ということでございます。その内訳ですけれども、まず預金が457件、生命保険、あるいは給与といったものが685件、これは給与等という言い方をしております。これらの中に年金も含まれているわけですが、年金について



は集計しましたので、お知らせできます。年金はこの中の 27 件でございます。申し訳ございません。これ以上の内訳は集計してございません。

\_\_\_\_委員 この中で、年金というのは差押えを禁じられているんじゃないの。差押えをする場合には、一定額以上は差押えできないというものがありますよね。実際、高齢者の方の命綱である年金まで差押えできるのかと、そういうのはどうなんですかね。

執行機関 まず年金の差押えについては、給与と同様に、国税徴収法に基づきまして、いわゆる取立ての禁止額が定められております。逆に申し上げますと、取立ての禁止額を超えた金額については差押えあるいは取立ては可能です。あくまでもそういった部分、それも我々は財産調査の一環でありますけれども、そうした部分を確認したうえで、その上で更に納税相談などを行った上で差押えあるいは取立てといった取組を行っております。

\_\_\_\_委員 年金の差押えというのは、実際、私に相談があった方は77歳で連鎖倒産で差押えされて、年金は月 19 万円なんだけれども、残ったのは 8 万円しか残らなかったということなんですよ。8 万円のうち 3 万円は家賃で払ったら、5 万円しか残っていないという相談があって。これではとても生活できないと。1 日 3 食を 2 食にしているんだと。実際そんなに差押えできるんですかね。

執行機関 個別の案件につきましてはお答えできませんが、あくまでも一般的な考え方としましては、先ほど申し上げたように、国税徴収法に基づく取立て禁止額を除いた部分で財産として認められるものについては納付していただくという形をお願いをしているところです。

\_\_\_\_委員 実際、現実的には 19 万円の年金があっても手元には 8 万円とか 9 万円しか来ないということ。

会 長 それはね、個別の事案については、ここで論議するよりも\_\_\_\_委員の方で担当と相談してくださいよ。要はね、法律に基づいて差押えをしているということなので、まして行政がやることですから、違法行為ができないわけです。そういう流れのなかで整理をさせていただいているということだけを御理解いただいて、8 万円しか残らない 9 万円しか残らないというのは、別に要因があるのかもしれない。その辺については、是非、個別の相談として担当の方と相談していただきたい。

\_\_\_委員 いやね、私が言いたいのは、年金を差押えるというのは、いわゆる日本年金機構に水戸市が要請して、年金が差押えられるから、年金が貯金に入ってから差押えられるわけじゃないんですよね。

会 長 そうです。

\_\_\_委員 大元で差押えられてしまうんですよね。だから結局は、8万円と9万円しか実際に手元に残らないという現実があって、とても生活できない。市役所に何度も言っただけでも、そういうことが行われたということなんで。県内の市町村を調べたら年金を差押えていない市町村ってずいぶんあるんですよね。そういう点では、やっていない市町村がたくさんある中で水戸市はやっている。

会 長 法律に基づいて行われている以上、運営協議会としては認めていかなければいけない。収納率を上げろ上げろと言っているのは我々ですから。だが、それが違法行為であれば、当然、我々もそれを弾劾しなければならない。しかし法律に基づいてやっているとしたら、我々としては、収納率を上げろと一方で言っておいて、それは駄目だって言い方はできない。それについて、個別に金額が少なくて生活ができない、困っちゃってる、という方がおいでになるとすれば、その方の事案について、収税課とよく相談いただいて、可能性があるのであれば、もう少し緩い方法とかで対応していただくということにしかならない。この運営協議会の中で年金の差押えを止めろと言うわけにはいかない。法律で認められているから。

\_\_\_委員 いや、私は法律で認められたとしても、水戸市のやり方はやり過ぎている。やっぱり、年金を差押えていると高齢者の生活ができない。それから、もう一つはね、滞納金についても私は収税課に問題があると思う。異議申し立ても出されている。要するに、本税を完納すれば延滞金は減免すると言っているが、その方は借金までして104万円の税金の本体分を全部払ったんだけど、そうすれば延滞金は減免すると言ったのに、減免はしないと。

会 長 それは\_\_\_委員。ここはね、個別の事案について論じる場ではなくて、国民健康保険の安全な運営をするためにどうすればよいか、持続可能な運営をしていくためにどうしていけばよいかを、委員の皆様と論じていただくところなので、今の104万円とか8万円とかの話については。

\_\_\_委員 そういうことを言っているんじゃないかと、そういう事案がいくつも出ているので、どういうふうに水戸市が対応しているかを収税課に答えてほしいのです。

会 長 はい、ではどうぞ。

執行機関 延滞金につきましては、税金を納期限内に収めた方と納めていない方という中で、納めていない方に対して、延滞金という形で追加としてお支払いいただくという制度でございます。これは税の公平性を保つための制度でございます。これはやはり法律に基づいて、その率についても法律に基づいたものでございます。これについては当然、延滞金の減免については、施行規則に定めてございます。それに該当するものであれば、当然、延滞金に対する減免措置を行っていますが、該当しないものにつきましては、延滞金を頂くということが基本姿勢として私どもが対応しているものでございます。

\_\_\_\_委員 私は、市役所が、市の収税課が、本税を全額納めれば延滞金を減免と言って納めさせておいて、減免しないということで、非常に怒りが出ていて、市に対して納得がいていないということを収税課にも認識していただいて、そういうことはやらないようにしていただきたいと思います。それともう一つはですね、このページで言うと、病気だとか失業だとかが非常に多いんですけども、そういう中で、水戸市独自の減免制度は災害しか減免しないというのはどうなんでしょうか。9ページ(12)のアについて。

会 長 執行機関、減免制度について。

執行機関 ただ今の減免制度についての御質問ですが、平成25年度の実績は先ほど御説明しましたように、国保税ですと7件、火災、災害による減免です。平成25年度の実績ということでは、このような数字になっておりますが、今年の2月の第1回協議会で御協議させていただいたところでありましたが、国保税の減免要項、そして国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要項につきましては、今年の4月1日から施行してございます。参考資料の9ページに、前回素案として出させていただいたものが要項としてまとめましたので御報告をさせていただいているところでございます。それぞれ、例えば税の減免要項であれば、災害等に関する減免、疾病等により世帯の収入が著しく減少した際の減免等について定めてございます。また、13ページに一部負担金に関する減免も同様に基準を定めて、今年から運用をさせていただいている状況でございます。

会 長 \_\_\_\_委員がさっき言った、病気とか何とかの時にどうなんだって話については、この9ページの第3条の3項に、疾病又は負傷等と書いてあります。これについては御存じでしょうか。

\_\_\_委員 ただ、これについての該当が1件もない。

会 長 これについての該当が1件もないというのは。

執行機関 はい、これについての平成26年4月1日施行ということなので。

\_\_\_委員 いや、国保税だよ。国保税の減免要項。

執行機関 こちらについても、今回改正した減免要項を御案内しているところでして、一部負担金等についても、水戸市の広報等にも掲載しております、万が一の事故等で一部負担金が支払えない、あるいは税の負担でお困りの方に対して今後も周知徹底していきます。

会 長 他の委員さんから何か御意見ございますか。

\_\_\_委員 資料4 ページの1 (1) 表の中の被保険者数の推移が書いてありまして、24年度の合計と25年度の合計だと約1,500人の差があって、約1,500人減っているということだと思うのですが、これは加入した人と脱退した人との関係で1,500人になっていると思うので、加入が何人で脱退が何人かを教えていただきたい。

会 長 分かりますか。今の。

執行機関 ただ今の被保険者の異動の状況ということでございますが、増の要因としましては、まず、転入が2,296件、社保離脱が7,261件、生保廃止が364件、出生が401件、後期高齢者離脱が1件、その他が809件。合計を出しますと11,132件となっております。被保険者が減少する要因としまして、先ほどと対照的となりますが、転出についてが2,065件、社保加入が6,700件、そして生保開始が490件、死亡が396件、後期高齢者加入が2,377件、その他が616件、合計いたしますと、12,644件となりまして、約1,500件ほどの減少となります。中身としましては、後期高齢者医療制度に加入したことにより国保を脱退された方がかなり多くいらっしゃるということが、一番大きな原因かと思えます。

\_\_\_委員 よく分かりました。

\_\_\_委員 今のデータを、口頭だけでなく、せめて文章にして送付してもらえますか。

会 長 それでは、帰りまでに用意できますか。帰りまででよろしいですか。

執行機関 はい。

会 長 では、帰りまでに準備してください。他にございますでしょうか。

\_\_\_委員 私はね、あと1点、先ほど聞き忘れたんですけども、値上げするときに、値上げする税額分だけ繰入れるという。

会 長 値上げではなくて、税率の改定です。

\_\_\_委員 うんうん、まあ、改定、まあ値上げですけどね。

会 長 改定。

\_\_\_委員 うん。9.2%税率改正して値上げするときに、6億550万円値上げするときに、同額に見合うものを水戸市の一般会計から繰り入れるということを書いていましたよね。本当に入ったのかな。それからもう一つは、今までの累積赤字についてはそれとは別途に、一般会計から入れるという話があったんだけど、実行されたのかどうか。25年度の予算で。

会 長 それは予算の中で決めたでしょうよ。

\_\_\_委員 いやいや、だから実際はどうなったのかと。

会 長 じゃあ、教えてください。

執行機関 一般会計繰入金でございますが、全体的な合計としましては、資料10ページに平成25年度の歳入の決算見込ということで、第8款の繰入金が、平成25年度当初予算が23億4,100万円とあるのに対して、決算見込額としましては27億3,500万円となっております、これだけの金額を入れてございます。繰入金の中身としましては、11ページの項目にも書いてありますように、保険基盤安定繰入金という法定分とその他繰入金に赤字解消分などが入っております。法定分の保険基盤安定繰入金として、10億2,500万円、その他の繰入金が合計で17億900万円となっております。その他の繰入金の中にも細かい内訳がございまして、主なものとして、マル福の波及増分だとか、人件費等について繰入れているところでございますが、事務局側で赤字補てん分として繰入れた額としましては17億円のうち、資料4ページに書いてあります、10億3,068万7千円という額が赤字解消のための繰入金と考えております。税率改正時に赤字解消の

ために一般会計繰入金を入れるとした中で、金額が5億600万円といったことがございますが、それプラス、多く繰入れているもので、結果、累積赤字解消にもつながってきていると考えております。

\_\_\_\_委員 4ページを見てほしいんですけど、昨年度から増えた金額は2億6千万円ですよね。2億6千万円しか増えていない。国保税を値上げするときに、現実的には同額を入れると言ったのに、これでは入っていないんじゃないか。だから5億6,500万円のうち、いくら一般会計から入れたのかと。また、累積赤字については、別途繰入れると言ったんですよね。それがここに入っていないんじゃないかと。

執行機関 はい、平成24年度につきましても、7億7,800万円を繰入れておりますが、こちらについても、さきほど平成25年度の決算で説明したことと同じで、補助金の償還金が約3億4千万円ほどございまして、そういった部分を一般会計からプラスして繰入れているところがございます。そういった部分を含めまして、昨年度とあまり差はないようになっておりますが、25年度の10億3千万円の中身としましては、補助金の返還分として4億400万円を繰入れたことが新たな赤字を生じさせずに済んだということになります。また、予備費が2億円程度ございましたが、これについても温存して、一般会計から繰入れております。

\_\_\_\_委員 いずれにしてもね、やっぱり決算見込みを見ても、平成23年度が8億5千万円あって、平成24年度が7億7,800万円あって、平成25年度が10億3千万円ということで、2億7千万円しか繰入れていない。値上げするときには5億6千万円を入れて、別途繰入れるって言っていたんですから、そういうことが実行されていなくて、逆に14億円の黒字になっているということですから、私は、きちんと一般会計から入れる。水戸市の場合、財政調整基金が83億円もあるんだから、これを一部取り崩して、ちゃんと入れて、やっぱり国保税はね、現実的には支払う限度を超えていますよね。先ほども言っていたように、4人家族、年間所得300万円の世帯で48万円の国保税ですから高すぎて払えないんだから、少なくとも1世帯当たり1万円ぐらい値下げしようとしても、4億3千万円でできますから。私の怒りとしては、値下げしてほしいということですね。そして、年金などを差押えないでいただきたい。

会 長 御意見としては分かりました。また、機会があれば\_\_\_\_委員に御意見を求めることもあるでしょうから、その場で御説明いただければと思います。何か御意見等ございますか。

執行機関 はい、会長。

会 長 では、事務局。

執行機関 先ほど、御指摘いただきました被保険者数の増減の内訳、今、資料の御用意ができましたのでお渡しいたします。この様式自体は国民健康保険事業報告書としまして、毎月の月報、毎年度の年報とございまして、これは25年度の年報の A 表の、様式をそのままコピーをお渡しいたします。御質問がございましたのは中段から下、被保険者増減内訳とございまして、年度中の増、年度中の減が先ほど申し上げた数字でございます。

会 長 今の報告に対する質疑はよろしいですね。

－異議なし－

会 長 では今の質疑については終了させていただきます。

会 長 長時間に渡りまして、大変熱心に御討議をいただきましてありがとうございます。保険制度につきましては、ただ今御討議いただきましたように、様々な課題、そして、運営していく上で問題があるようでございます。従いまして、安定した、持続可能な保険制度の在り方について、更に皆さん方と検討してまいりたいと思いますので、今後とも、御指導いただきたいということを申し上げて、会長の席を終わらせていただきます。本日は御協力いただきましてありがとうございました。